

板橋区認知症高齢者等外出支援サービス事業実施要綱

(平成19年1月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項第2号及び第3号に規定する地域支援事業として、法に規定する被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、在宅生活を送る認知症高齢者等の外出時に支援員が付き添うことにより外出の機会を増やし、認知症高齢者等の在宅生活の継続と質の向上を図るとともに、認知症高齢者等の見守りを行うことにより家族介護者の外出及び休息の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「認知症高齢者等」とは、おおむね65歳以上の者（40歳以上65歳未満で認知症により法の規定による介護保険認定を受けている者を含む。）で、認知症により日常生活への支援が必要な者をいう。
- (2) 「支援員」とは、認知症の基礎知識、接遇の基礎等業務実施に必要な研修を受け、登録した者をいう。

(事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、支援員により行われる次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 認知症高齢者等が外出する際の付き添い
 - (2) 家族介護者が外出及び休息する間の認知症高齢者等の見守り
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事業を実施する場合において、原則として、身体介護（トイレ誘導程度のものを除く。）は行わないものとする。

(対象者)

第4条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、板橋区内に住所を有する認知症高齢者等で、独力で移動ができ、かつ、常時見守りが必要と認められる在宅生活者とする。

(利用日及び利用時間)

第5条 この事業の利用は、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日を除く。

(利用申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、別記様式第1号の利用申請書により申請しなければならない。

2 この事業を利用しようとする者は、前項の申請書のほか、介護支援専門員又は介護予防支援専門員が作成する、認知症高齢者等外出支援サービス利用希望者に関する意見書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請があった場合には、これを審査し、利用の可否を決定し、その決定を受けた者(以下「利用者」という。)を登録台帳に登録するとともに、認知症高齢者等外出支援サービス利用可否決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(利用時間数)

第7条 この事業の利用回数、利用時間等は、利用者の希望、他の在宅サービスの利用状況、身体状況、家庭の状況及び家族介護者の希望等を十分勘案して決定するものとする。ただし、1回あたりの利用時間数は、時間を単位とし対象者1人につき4時間以内とし、年度内72時間を限度とする。

(利用者負担金)

第8条 利用者は、1時間当たりの実施単価の1割を負担するものとする(100円未満の端数が生じた場合は、100円未満は切り捨てる。)。この場合において、認知症高齢者等外出支援サービス利用に伴い交通費等の費用が発生した場合は、当該費用(支援員に係る費用を含む。)を負担する。

2 前項に規定する1時間当たりの実施単価は、1,100円とする。

(利用承認の取り消し等)

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施を中止し、第6条第3項の規定による登録を取り消すものとする。

(1) 利用者又は家族介護者から登録を辞退する旨の申し出があったとき。

(2) 疾病又は負傷により、入院治療が必要と認められるとき。

(3) 虚偽の申請又は他に著しい迷惑を及ぼすと認められるとき。

(4) この事業の対象者でなくなったとき。

(5) その他区長が不相当と認めたとき。

2 区長は、前項第2号から第5号までに掲げる理由により登録の取り消しを決定したときは、認知症高齢者等外出支援サービス資格取消通知書（別記様式第4号）により通知する。ただし、利用者が死亡、転出した場合はこの限りではない。

（事業の委託）

第10条 この事業の全部又は一部の実施については、適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉法人等（以下「受託者」という。）に、委託することができる。

（報告）

第11条 事業を実施した受託者は、別に定めるところにより、報告書を提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

認知症高齢者等外出支援サービス利用申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

認知症高齢者等外出支援サービスを利用したいので、別紙意見書を添えて申請します。

記

利用者 (見守り等が必要な方)	住所 板橋区	電話 ()
	ふりがな 氏名 男 女	生年月日 明・大・昭 年 月 日 ()歳
申請者	住所	電話 ()
	ふりがな 氏名	利用者との続柄 本人・家族・ その他()
利用(開始) 希望日	年 月 日	
利用意向	定期利用 曜日 時~時 時間 曜日 時~時 時間 必要なとき(随時)	

本サービス利用に際し必要な利用者または申請者の個人情報、社会福祉法人板橋区社会福祉協議会に提供されることについて同意します。

利用者氏名 _____

申請者氏名 _____

認知症高齢者等外出支援サービス利用希望者に関する意見書

下記のとおり、認知症高齢者等外出支援サービスの利用希望者について、意見書を提出いたします。

記

利用希望者 (見守り等が必要な方)		生年月日	明・大・昭 年 月 日 ()歳
住 所	〒 板橋区 アパート・マンション名まで記入してください	電話	()
介護保険の 要介護度	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 申請中 未申請		
障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	J 1・J 2・A 1・A 2・B 1・B 2・ C 1・C 2		
認知症高齢者の日常生活自立度	■・ a・ b・ a・ b・ ■・ M		
サービスを必要とする理由 (今回、申請を行うこととなった理由)	本人の外出機会を増やすため 家族介護者の休息のため その他（具体的に：「家族介護者の通院」など）		

.....年.....月.....日

(あて先) 板 橋 区 長

事業所名.....

所在地 〒

.....

電 話.....

担当者名.....

様式第3号（第6条関係）

認知症高齢者等外出支援サービス利用可否決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付で申請のありました認知症高齢者等外出支援サービスの利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用の可否	可 ・ 否
決定番号	第 号
利用者氏名	
否の場合の理由	

様式第4号(第9条関係)

認知症高齢者等外出支援サービス資格取消通知書

年 月 日

様

板橋区長

記

決定番号	第 号
資格取消年月日	年 月 日
取消理由	